

令和7年7月1日

財務大臣 加藤 勝信 様

埼玉県知事 大野 元裕

保育士の処遇改善と人材確保の推進等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

埼玉県では、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて待機児童対策に取り組んでおり、保育士の確保が喫緊の課題となっておりますが、埼玉県の保育士の給与水準が近隣都県と比較して低く、保育人材の確保に大きな支障をきたしております。

こどもたちが将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもたちの健やかな成長を支えるための環境整備は今後ますます重要となっております。

国におかれましては、本県が取り組む各種施策の推進に御理解をいただきますとともに、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 保育士の処遇改善と人材確保の推進

(1) 現状・課題等

保育士の人材確保を図るためには、保育士の処遇改善が重要であり、保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定する必要がある。公定価格の地域区分は、東京都の自治体と隣接する県内市との間で大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映しておらず、本県の保育人材の確保に支障をきたしており、格差の解消が求められている。

そのような中、令和6年人事院勧告の内容が、保育の公定価格における

地域区分及び支給割合にそのまま適用された場合、東京都の自治体との間でこれまで以上に格差が拡大又は支給割合が逆転することとなる。

(2) 要望項目

保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定すること。

また、保育の公定価格における地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、また、改定時期ありきで結論を出すことはせず、地方自治体と丁寧に議論をするとともに、その意見を反映させること。

その際、東京都の自治体との格差及び地域の実情からの乖離が拡大しないよう、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を超える設定にすること。

- ・ 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮
- ・ 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、不動産公示価格を考慮
- ・ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮

2 朝のこどもの居場所づくり（朝の小1の壁の解消）について

(1) 現状・課題等

本県では、こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事等を変更せざるを得ない状況になること、いわゆる朝の小1の壁の解消が必要であると認識している。県内の小1・小4の保護者向けのアンケート調査においても、「朝のこどもの居場所があれば利用したい」との意見が一定程度あり、ニーズが見込まれる。

本県では、令和7年度から「朝のこどもの居場所」のモデル事業を実施する市町村に対して、県単独事業で補助を実施し、モデル事業の効果検証、課題整理等を行う。

今後、本格的に実施していくに当たり、国における財政措置が不可欠である。

(2) 要望項目

いわゆる「朝の小1の壁」を解消するため、小学校開始前の朝の時間にこどもを預かる場を整備する事業に対して財政措置を行うこと。

3 1歳児配置改善加算の要件見直し及び物価高騰への対応について

(1) 現状・課題等

保育所等における1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格の加算措置として令和7年度から創設された「1歳児配置改善加算」には、加算要件として、「(1) 処遇改善等加算区分1～3全てを取得している」、「(2) 業務においてICTの活用を進めている」、「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」を全て満たすことが課されている。

しかし、同様の加算措置である「3歳児配置改善加算」及び「4歳以上児配置改善加算」にはこれらの加算要件は課されておらず、「1歳児配置改善加算」のみ加算要件を課するのは不合理である。

特に、「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」を要件とすることは、新卒保育士や経験年数の短い潜在保育士の採用を敬遠する動きにつながる可能性があり、従来 of 国の保育士確保の方向性と整合が取れないばかりか、保育所等が自らの努力で短期間に改善することが困難である。このため、「1歳児配置改善加算」の要件のうち、「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」について、撤廃する必要がある。

また、保育所や放課後児童クラブ等の運営費は公定価格や国庫補助によって定められているため、物価高騰等の際に利用者に価格転嫁をすることが難しく、価格高騰等の影響が長引いた場合、サービスの低下につながりかねない。

保育所や放課後児童クラブ等の安定した運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格や補助基準額に反映し、継続的な対応を行う必要がある。

(2) 要望項目

特に、1歳児配置改善加算の要件の1つである「施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」について、早期に撤廃すること。

また、物価高騰分については、保育所や放課後児童クラブ等の安定的な

運営を図るため、諸物価の価格高騰分を公定価格や補助基準額の改善若しくは別途補助を行う等、しっかりと対策を講ずること。

4 保育料の完全無償化の早期実現

(1) 現状・課題等

令和元年 10 月に 3 歳から 5 歳までの保育料が無償化されているが、0 歳から 2 歳については無償化されていないため、子育て世帯から保育料の負担軽減を求める声がある。

保育料の無償化は、全国どこに居住していても同様のニーズがあるが、一部の自治体においては、独自の保育料補助事業を実施しており、地域ごとに差が生じている。

こども基本法第 12 条において、「国は、こども施策に係る支援が、居住する地域等にかかわらず行われるようにするため、必要な措置を講ずる」とこととされている。また、同法第 16 条で、「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

保育料の無償化は、ナショナルミニマムとして国の財源と責任において実施するべきものとする。

(2) 要望項目

誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、0 歳から 2 歳の保育料の完全無償化を早期に実現すること。

5 医療機関等の安定運営確保の推進について

(1) 現状・課題等

医療機関の経営環境は、光熱費等の度重なる価格上昇や、賃上げに伴う人件費や業務委託料の増加の影響を受けて支出が増加する中で、収入の大部分を占めているのが国の定める診療報酬であり、利用者へ負担を転嫁できず、コスト削減にも限界があることから、非常に厳しい状況に直面している。

令和6年度の診療報酬改定においては、食材料費をはじめとする物価高騰を踏まえ、0.88%のプラス改定が行われたところであるが、運営コストはこれを上回って上昇しており、医療機関からも依然として経営は厳しい状況であるとの話を伺っている。

このままの状況が続いた場合、医療機関の経営状況が一層悪化し、安定した医療の提供が困難となり、地域の医療提供体制の維持に大きな影響を及ぼすことになりかねない。

そこで、診療報酬について、緊急的な加算措置と定期改定時の物価高騰等の影響を踏まえた改定などの対策を継続的かつ戦略的に講じることや、経営安定化のための財政支援等の必要な支援を講じることが要望するものである。

(2) 要望項目

医療機関の経営に必要な経費について、まずは緊急的措置として診療報酬での加算措置を講じること。併せて、状況に応じてその加算内容を見直しつつ、定期改定時において物価高騰などの影響を踏まえて診療報酬の改定を行う等、継続的かつ戦略的な対策を講じること。

また、薬局や介護・福祉サービス、柔道整復、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても同様に、経営安定化のための財政支援等必要な措置を講じること。

6 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

(1) 現状・課題等

地方税収が全体として増加する中、地方法人課税における税源の偏在により、自治体間の財政力格差が一層拡大しており、こども施策をはじめ様々な行政サービスに地域間格差が生じる大きな要因となっている。

特に、Eコマースの更なる進展等により、経済センサスにおける小売業のインターネット販売額が直近5年間で2.5兆円増加している一方で、個人小売店の店舗数や売上高が減少していることなどから、インターネット販売の全国シェアが高い東京都への税収集中がより一層進んでいる。

地方法人課税については、令和元年度に法人事業税の約3割を分離し、

不交付団体に対する譲与を制限した上で人口を基準に各都道府県に再配分する特別法人事業税・譲与税制度が創設され、一定の偏在是正措置が講ぜられているところである。

しかしながら、東京都の地方交付税等の算定における財源超過額は、令和3年度は5,513億円、令和4年度は1兆3,719億円、令和5年度は1兆5,920億円、令和6年度は1兆7,873億円と年々拡大し、令和元年度の税制改正時の約1.2兆円を既に大きく上回っている状況である。

また、住民一人当たりの法人関係税（地方法人二税に特別法人事業譲与税を加えた額）で比較すると、本県と東京都の格差は再び2.9倍に拡大し、依然として税源が偏在している状況にある。

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条においては、「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

令和7年度与党税制改正大綱において、「行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め」と示されているが、偏在性の大きい地方法人課税の見直しには言及しておらず、その具体的な分析や対応策が未だ明確になっていない。

(2) 要望項目

令和元年度の特別法人事業税・譲与税制度創設時からの地域間格差の更なる拡大やEコマースの進展等による地方法人関係税収の東京都への集中を踏まえ、国において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、法律の施行後の全国状況を調査分析するとともに、その調査分析を勘案し適切な偏在是正措置を講じること。

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うこと。

7 高校生等への修学支援制度の充実及びいわゆる「高校無償化」に伴う高校教育の持続可能な制度設計の検討

(1) 現状・課題等

<高等学校等就学支援金制度>

教育の機会均等の確保の観点から高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する必要がある。支援の対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分は、生徒が負担している。県立高等学校（単位制・定時制）においては、県が定めた授業料額と就学支援金の支給限度額との差額を県が負担している。

本県においては、年収約 720 万円未満世帯までを授業料の実質無償化の対象とするため、県内授業料の平均額である 41 万円まで授業料の上乗せ補助を実施している。さらに施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担も補助を行い、父母の負担軽減を図っている。

<奨学のための給付金制度>

高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世帯の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成 26 年度から実施されているが、修学旅行費は非課税世帯への給付が対象外となっている。

また、制度実施に要する事務費は国庫補助金の対象外となっている。

さらに、国の就学支援金制度と同様に、地方公共団体の給付金に係る事務についてもマイナンバーを使用した申請、所得確認などを実施している。生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続の効率化・簡素化を図るため、全国共通のシステムを導入することが必要である。

<奨学金事業>

高等学校等奨学金事業はかつて国が所管していた事業であったが、三位一体の改革により、各都道府県が担うこととなり、事業財源として、平成 17 年度から 10 年間にわたり国から交付金の配分がされてきた。交付金は、県で基金を創設し、そこに積み立ててきたところである。

本県の奨学金制度は金融機関連携方式を採用し、毎年度 3,000 人程度が利用している。金融機関の資金を奨学金の貸与に充てており、一定期間滞

納となった場合の元金相当額を損失補償として金融機関に補填しているが、その原資として基金を取り崩している。今後、貸与残高が引き続き増加することが見込まれるため、将来的に基金が枯渇し、本県の奨学金事業の継続が困難となる。

< 高校教育の持続可能な制度設計 >

私立高校授業料に対する就学支援金の拡充により、特に私立高校が多く存在する人口集中地域では、多くの生徒にとって私立高校への進学がより大きな選択肢となる。一方で、私立高校が少ない地域では、専ら公立高校に生徒を受け入れる役割が求められているが、進学者が減少すると、その役割を維持するため、多大な財政負担を強いられ、結果として国民負担の増につながることになる。

また、財政負担を抑制するため高校の統廃合を進めると、都市部と地方部の地域格差が拡大し、地域によっては生徒の選択肢を狭めることにつながりかねない。

地域における高校教育の維持向上を図るため、国による新たな財政支援を含め、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るべきである。

(2) 要望項目

子供の教育の機会均等を確保するため、引き続き国の責任で就学支援金制度の財源を確保し、支給限度額の撤廃や受給資格要件の緩和、補助対象費用の拡大など就学支援金制度の拡充を図ること。

就学支援金制度は、生徒・保護者及び都道府県の事務負担軽減を踏まえた見直しをすること。

就学支援金の家計急変制度は、家計急変後の所得要件を通常の就学支援金制度と同様に引き上げること。

奨学のための給付金制度は、非課税世帯が対象となっていない修学旅行費相当額も、財政措置を講じること。

奨学のための給付金制度に係る国庫補助は、高等学校等就学支援金と同様に給付金に係る部分だけでなく事務費についても財政措置を講じるとともに、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。

奨学のための給付金制度は、高等学校等就学支援金と同様に県内の高等学校等に通う生徒を対象とするよう制度設計を見直すこと。

奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していけるよう交付金を再開すること。

地域における高校教育の維持向上を図るため、国による新たな財政支援を含め、公立高校への支援の抜本的な拡充を行うこと。

8 学校部活動の地域クラブ活動への移行の環境整備

(1) 現状・課題等

国は、令和4年12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、地域クラブ活動への移行の達成時期の目標を設定せず、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」とし、まず休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行について、各自治体の実情に応じ、できるところから取組を進めるとしている。

また、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと示されたことで、具体的な地域クラブ活動への移行は市町村に委ねられることとなり、地域クラブ活動への移行の将来像が不明確となっている。

さらに、地域クラブ活動への移行の実現に向けたスケジュールやその手順、財政支援の継続期間等についても、国は明確に示していないため、市町村からは不安の声が挙がっている。

地域クラブ活動への移行を進めるためには、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方、また、一定の受益者負担が生じることに対する国民の理解が重要であり、国が責任をもって周知する必要がある。

国は、学校部活動が地域クラブ活動に移行されるまでの間、生徒の活動環境を確保するために、学校部活動において部活動指導員を積極的に活用するよう示している。地域の実情等に応じながら生徒にとって望ましい活動環境を整備するために、部活動指導員の雇用に係る補助単価の嵩上げや補助対象経費（大会引率に係る旅費等）の拡充が求められる。

国はガイドラインにおいて、都道府県及び市区町村に、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めるよ

う示しているが、地域における生徒の体験格差を生まないためには、国による経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援が求められる。

令和7年4月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめの案において、令和8年度以降のスケジュール感や受益者負担、困窮家庭への支援等の方向性が示されたが、具体的な支援策は示されていない。

(2) 要望項目

学校部活動の地域クラブ活動への移行の将来像を明確にするとともに、その達成時期に係る具体的なスケジュールや手順について示すこと。また、財政支援の継続期間等についても併せて示すこと。

地域移行を進めるに当たっては、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知すること。また、一定の受益者負担が生じることについて、国においても十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。

学校部活動が地域クラブ活動に移行されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。

家庭の経済的な理由による生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等について、財政支援を図ること。

9 教職員定数の改善と柔軟な配置の促進

(1) 現状・課題等

持続可能な指導体制を構築するとともに、多様化・複雑化する教育課題への対応やきめ細やかな指導体制による、新たな学びを実装するためには、こどもの教育を直接担う教師人材を質と量の両面で確保する必要がある。

小学校においては、学級編成の標準が引き下げられたが、中学校においてもきめ細やかな指導体制及び安全・安心な教育環境の整備を進めるため、学級編成の標準を35人に引き下げる必要がある。

小・中学校における通級指導や日本語指導の教職員配置に当たっては、

対象となる児童生徒数が少数の市町村に対して十分な教職員配置が難しい状況にあるため、定数算定基準を改善する必要がある。併せて、高等学校においても、通級指導や日本語指導のニーズは高まっており、加配措置が必要である。

また、多様化・複雑化している課題へ対応するため、養護教諭や栄養教諭の重要性は年々増加していることや、事務職員についても、その専門性を生かして、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められている。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進のため、「個業」型の業務遂行から、他の教師や事務職員等と「協働」していくことへのシフトチェンジの徹底により、「チーム学校」を実現することが求められていることから、定数算定基準の改善による配置の充実を図ることが必要である。

特に、栄養教諭が各校に1人配置されないため、食に関する効果的な指導が十分に行えるよう定数算定基準を見直す必要がある。

加えて、学びの多様化学校や夜間中学校については、通常教育課程を実施する学校と定数算定基準が同様のため、特別教育課程を実施する学校について、個別の定数算定基準を導入する必要がある。

家庭に関する学科における実習助手については、他の学科と比較しても最も配置基準が厳しいものとなっており、実践的な教育活動の妨げとなっていることから、配置基準を見直す必要がある。

特別支援教育コーディネーターは、法律上の定めはなく、校長が指名し、校務分掌の一つとして位置付けられており、担任や他の主任との兼任になっているケースが多い。特別支援教育コーディネーターがその役割に専念できる条件整備として、法令上の位置づけが必要である。

特別支援学校のセンター的機能は、地域の小中高等学校等に対して、特別支援教育に関する専門的な支援を行うために重要な役割を果たしており、特別支援学校のセンター的機能のさらなる充実が必要であるため、特別支援教育コーディネーターについて、現在の加配措置をさらに拡大する必要がある。

(2) 要望項目

持続可能な指導体制を構築するとともに、多様化・複雑化する教育課題

への対応やきめ細やかな指導体制による新たな学びを実装するため、教職員の定数算定基準の改善を進めること。

中学校 35 人学級の導入を確実に進めるため、必要な財政措置を講じるとともに、学級増に伴い必要となる基礎定数については、加配定数の振替による財源の確保をすることなく措置すること。

小・中学校における通級指導や日本語指導などの定数算定基準について、対象児童生徒が少数の市町村においても十分な配置を可能とすること。また、高等学校においても通級指導や日本語指導のための十分な加配措置を行うこと。

不登校やアレルギー対策などの多様化・複雑化する課題への対応や、「チーム学校」の実現に向けて、養護教諭や栄養教諭、事務職員等についても十分な配置を可能とする算定基準とすること。

学びの多様化学校や夜間中学校など特別の教育課程を実施する学校について、個別の定数算定基準を導入すること。

家庭科教育の一層の充実のため、家庭に関する学科の実習助手について配置基準を引き下げること。

特別支援教育コーディネーターの処遇改善のため、法令上に位置づけるとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、特別支援学校 1 校に対して複数名の加配措置をすること。

10 埼玉県八潮市道路陥没事故に対する財政支援について

(1) 現状・課題等

令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、走行中のトラックが転落する事故が発生した。

破損した下水道管は 12 市町、120 万人分の汚水を集約して中川水循環センターに送水する急所施設であり、多くの県民へ約 2 週間にわたり下水道の使用自粛のお願いするなど、県民生活に甚大な影響が生じた。

今後、徹底的な原因究明を行い、それに基づく包括的な見直しの必要がある。また、老朽化した下水道管の抜本的な対策を行うとともに、全国的

な道路陥没事故の未然防止対策を推進するなど、国土強靱化の実現を図る必要がある。

道路陥没事故への対応に係る工事等の費用については、その財源の 1/2 を国から補助をいただき、残りの 1/2 については企業債としている。

企業債についても、元利償還金のうち約 70%が普通交付税の基準財政需要額への算入を通じて地方財政措置を行っていただいている。

しかし、企業債元利償還金のうち残る約 30%については、原則的には県民が支払う下水道使用料に転嫁されることとなるため、国による財政的支援が必要である。

また、影響を受けた事業者の支援等についても多額の費用を要すること見込まれる。この費用についても最終的に県民が支払う下水道使用料に転嫁されることとなるため、同様に財政的支援が必要である。

また、大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっている中で、実際にこのような重大な事案が発生し、その根本的な原因について、現在は未だ究明されていない状況である。原因の究明が急がれるとともに、現状の耐用年数や維持管理基準、ひいては今後の流域下水道の在り方などについても、検証していく必要がある。そのため、中長期的なインフラの在り方についての見通しがつくまでは、ウォーター P P P の推進については慎重な再検討が求められる。

(2) 要望項目

今回の事故対応には多額の費用が必要になるが、事故対応費用が下水道使用料に転嫁されることを避けるため、一般会計の負担が生じる場合は、地方交付税による財政措置など、地方公共団体及び住民負担の軽減を図ること。

災害救助法の適用に伴う避難所の設置等、法に基づく災害救助費負担金などの国による財政支援を講じること。

影響を受けた事業者の支援等にかかる費用についても、地方交付税による財政措置など国による財政支援を講じること。

事故発生箇所の本格的な復旧については、部分的な対策のみでは不十分であり、別ルートなどによる抜本的な対策が必要となるため、国による技

術的支援及び財政的支援を求める。

今回の事案を踏まえて、関係する技術基準の検証・見直しを行うとともに、より効率的・効果的で適切なインフラの管理を実現するための技術開発や地下インフラのデータベース化の推進をすること。

道路陥没事故の未然防止対策を全国的に推進するため、次期国土強靱化実施中期計画に下水道の強靱化も盛り込むとともに、必要な予算確保を図ること。その際、リダンダンシーの確保を目的とした対策についても盛り込むこと。加えて、大規模・広域的な下水道システムの点検・調査手法や改築更新・再構築の工法の確立に向けて、国として主体的に取り組むとともに、更新等の費用負担のあり方の整理についても、国として主体的に取り組むこと。

現在、国が推進しているウォーターＰＰＰについては、インフラの長期に亘る更新に目途がつくまでは、慎重に検討をすること。また、下水道に対する国の財政的支援については、ウォーターＰＰＰを前提条件としない制度設計を再考すること。加えて、今後の流域下水道の在り方についても、検討を進めること。

11 流域治水対策の強化

(1) 現状・課題等

本県の治水対策では、直轄河川事業による治水安全度の向上が非常に重要であることから、主要な直轄事業の加速化が必要である。

令和５年６月の大雨で大きな浸水被害が発生した県東部地域では、流域全体で「ためる」対策を進めるとともに、洪水を確実に「ながす」ための対策強化が不可欠であることから、「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」に位置付けられた中川と江戸川をつなぐ新規放水路の早期実現が必要である。

令和元年及び令和５年の大雨により、県内で甚大な浸水被害が発生したことから、中川・綾瀬川流域や入間川流域において実施している個別補助事業等がより強力に推進していく必要がある。

国や県による河川整備等のハード整備だけでなく、市町が実施する内水

対策への取組、更にソフト対策を組み合わせた総合的かつ多層的な流域治水を強力に推進していく必要がある。

流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の取組の一つとして、「田んぼダム」などの地域で「ためる」対策が注目されており、県内においても行田市で田んぼダムに取り組んでいるところである。このような取組を広げていくためには、恩恵を受ける流域の自治体が支援（費用負担）する新たな制度の創設が必要である。

(2) 要望項目

利根川・江戸川河川整備計画の変更を踏まえ、治水機能増強のため、ダムの整備等も含めた具体的な対応の検討を進めること。

荒川第二・第三調節池事業や越辺川、都幾川の遊水地の整備を引き続き強力に推進していくこと。

「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」に位置付けられている中川から江戸川への放水路整備の早期着手を図ること。

国、県、関係市町が連携し推進している「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」や個別補助事業などの流域治水対策の実施に必要な財源・予算を確保すること。

田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対して、流域（特に下流域）の自治体が支援を行うなどの、特定都市河川流域内の自治体連携に関する制度を創設すること。

12 幹線道路網の強化

(1) 現状・課題等

本県内の直轄国道等では、未整備区間が数多く残されており、国道 17 号や国道 4 号などにおいて慢性的な激しい渋滞が発生している。

圏央道沿線地域を中心とした物流の活発化等に伴い増大する交通需要への対応のためには、圏央道から都心方面へのアクセス強化は必要不可欠である。

地域経済の活性化や防災上の観点からも、新大宮上尾道路や東埼玉道路、本庄道路など本県の直轄国道未整備区間の一日も早い完成が必要である。

また、暫定2車線での供用から20年以上が経過し、慢性的な渋滞が発生している深谷バイパス及び上武道路の早期4車線化整備が必要である。

圏央道以南地域においては、東京外かく環状道路、国道16号、国道463号、国道298号等、東西方向の幹線道路において交通容量不足に伴い、走行速度が著しく低下している。

広域的な環状道路を形成し、多重性・代替性のある核都市広域幹線道路の早期事業化はこれらの問題の解決に不可欠である。また、東北自動車道付近では、地下鉄7号線延伸計画が進められていることから、特に早期の事業化が必要である。

直轄国道のうち高規格道路（自動車専用部）の整備にあたっては、事業のスピードアップ及び地元負担軽減を図るため有料道路事業の比率を引き上げて積極的に活用する必要がある。

加えて、踏切により発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するために、春日部市及び東武鉄道株式会社と連携して取り組む「東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業」に対する国の重点的な支援が必要である。

(2) 要望項目

首都圏の広域的な幹線道路網の強化・充実のため、新大宮上尾道路、東埼玉道路、本庄道路など本県の直轄国道等における事業中区間の整備の推進を図ること。

暫定2車線区間である深谷バイパスの4車線化整備の新規事業化及び上武道路の4車線化工事を早期に着手すること。

核都市広域幹線道路のルートを早期に決定し、地下鉄7号線延伸と同じタイミングで事業化すること。

自動車専用部の整備にあたり有料道路事業費の比率を引き上げて積極的な活用を図ること。

重要物流道路である国道254号和光富士見バイパスの整備や、東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業について、個別補助事業として重点的な支援をすること。

13 社会資本整備予算の安定的な確保

(1) 現状・課題等

激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など、国土強靱化に向けた取組の着実な推進に向けて、国の継続した財政措置が不可欠である。

5か年加速化対策後も、国土強靱化に向けた事業について切れ目無く、継続的・安定的に取り組む必要がある。

(2) 要望項目

改正国土強靱化基本法を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策完了後においても切れ目なく、継続的・安定的に地域の国土強靱化の取組を進めるため、必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、配分すること。

社会資本整備予算について、計画的な事業執行のためにも、本県が実施する道路や河川の整備、都市公園の整備、災害に強い市街地の形成に必要な財源を、当初予算において安定的に確保し、配分すること。